

## 固定資産税の一部課税の誤りについて

この度、本市の固定資産税(土地)の一部について、誠に遺憾ながら課税の誤りが判明いたしました。

夕張市は、平成21年度において、新しい基幹システム(行政運営のためのコンピューターシステム)を導入しました。このため古いシステムから新しいシステムにデータを移行することとなり、整合性や関連性を確認しながら作業を行ったところ、固定資産税(土地)の一部に不整合となる事例が複数の原因により存在することが判明しました。

この場合、平成22年度に向けての課税を優先することが急がれたため、課税データの移行作業を行いながら、並行して不整合となる原因の究明、対象件数の把握等について精査を進めてまいりました。

固定資産税(土地)の計算は、基本的に国が定める地価公示価格等に基づき算定する路線価に、その土地の位置や形状に応じて補正を行ったうえで地積を乗じて価格を求め、これに負担調整措置等を適用して求めた課税標準額に税率を乗じることによって税額が決定されます。

調査の結果、今回の課税誤りはこれらの計算過程において、次の原因により発生したものであることが確認されました。

- ①「路線の取り違え」及び「用途地区の設定誤り」
- ②「画地計算の誤り」
- ③「課税標準額の算出における負担調整措置計算の誤り」
- ④「誤った軽減措置の継続適用」

なお、税額が変更になる方は合計70名、総額2,147,300円(減額33名1,585,700円、増額37名561,600円)であり、その内訳につきましては「別表」に示したとおりであります。

以上のことから市といたしましては、その内容を公表するとともに、地方税法第17条の5第3項の規定に基づき、平成17年度から平成21年度の過去5年度分の税額について適正なものに更正し、還付または追徴の措置を講じることといたします。

対象となられた方には、今後直接ご連絡をさせていただき、心よりお詫びを申し上げますとともに内容のご説明をさせていただきたいと存じます。

市民の皆様にご迷惑をおかけしましたことに対し、市長として衷心よりお詫び申し上げます。

この度の賦課誤りにつきまして深く反省するとともに、今後複数の職員によるチェック体制の強化を行い、事務における慎重かつ適正な処理の徹底を図るなど再発防止に全力で取り組んでまいりますので、今後とも市政の推進に対しご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年4月21日

夕張市長 藤 倉 肇

(別表)

○変更になる税額別内訳(5年度分の合計)

|    | 2,000円未満 | 2,000円以上<br>10,000円未満 | 10,000円以上<br>100,000円未満 | 100,000円以上 | 計  |
|----|----------|-----------------------|-------------------------|------------|----|
|    | 減額       | 17                    | 5                       | 4          |    |
| 増額 | 16       | 12                    | 8                       | 1          | 37 |
| 計  | 33       | 17                    | 12                      | 8          | 70 |

○市内外、法人・個人別内訳

|    | 市内 |    | 市外 |    | 計  |
|----|----|----|----|----|----|
|    | 個人 | 法人 | 個人 | 法人 |    |
| 減額 | 19 | 5  | 2  | 7  | 33 |
| 増額 | 16 | 6  | 8  | 7  | 37 |
| 計  | 35 | 11 | 10 | 14 | 70 |